

都道府県推進計画

都道府県名	山形県
-------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに都道府県計画に則して実施した活性化事業の総括・評価	
(1) 消費生活相談体制	
○管内市町村 消費生活相談窓口（以下「相談窓口」という。）の設置自治体は、平成 20 年度に比べ増加し、全ての市町村に相談窓口が設置された。 消費生活センター設置は、平成 20 年度の 4 自治体から、平成 26 年度は 10 自治体に増加した。 消費生活相談員数（以下「相談員」という。）は、平成 20 年度の 10 名から、平成 26 年度は 23 名に増加した。	
○都道府県 平成 21 年度は消費生活センターは 2 か所設置されていたが、平成 22 年度にサブセンター 2 か所を増設し、県消費生活センター（基幹センター）に加え 3 か所のサブセンターの計 4 か所となった。相談員数は平成 20 年度の 8 名から、平成 26 年度は 11 名に増加した。	
(2) 消費生活相談件数等	
○管内市町村 市町村に相談窓口が整備されたことで、相談件数は平成 20 年度の 4,246 件から平成 25 年度は 4,808 件に増加した。	
○都道府県 新たに整備された市の消費生活センターはじめ管内市町村に寄せられた消費生活相談のうち、高度な消費生活相談を引き受け、あっせん等を積極的に実施した。市町村に相談窓口が整備されたこと等で相談件数は減少しているが、あっせん率は平成 20 年度の 5.4% から平成 25 年度は 8.9% に増加した。	
(3) 消費者啓発の状況等	
○管内市町村 活性化事業で啓発チラシ等の全戸配布や消費生活講座の実施等により、広く消費者啓発が図られた。	
○都道府県 県の消費生活センター 4 か所に消費生活啓発員を配置し、消費生活相談情報をもとに、消費者被害防止のための消費生活出前講座（以下「出前講座」という。）の開催など消費者啓発を実施した（平成 23 年度～平成 26 年度）。	
また、活性化事業として消費者啓発対象事業所等の新規開拓を行う「草の根コーディネーター事業」（平成 22 年度～平成 24 年度）による出前講座の需要の掘り起こしを行ったことで、平成 20 年度の 30 件から平成 25 年度は 205 件と大幅に増加した。	
「地方消費者行政強化作戦」への対応	

- ・ どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を整備し、消費生活の安定・向上を確保するため、「地方消費者行政強化作戦」の達成を目指す。

<政策目標1>相談体制の空白地域の解消

- ・ 平成27年度当初は全市町村に相談窓口が設置されており、目標を達成している。引き続き消費生活体制の維持を働きかけていく。

<政策目標2>相談体制の質の向上

2-1 消費生活センター設立促進

- ・ 平成27年度において、消費生活センターは人口5万人以上の全自治体に設置されており、既に目標を達成している。一方、人口5万人未満の自治体については30市町村中5市5町に設置されている（うち5町は定住自立圏構想の協定締結による）。今後相談員を配置している2市に対しセンター設置を働きかけていくとともに、相談員未配置の市町村に対し配置を働きかけていく。

- ・ 県で設置する4か所の消費生活センターを維持し、センターのない市町村の支援を継続する。

2-2 管内自治体の50%以上に相談員を配置

- ・ 平成27年度当初は管内35市町村の48.6%（17市町）に消費生活相談員が配置されている（うち4町は定住自立圏構想の協定締結による）。目標達成に向け、新たに相談員を配置する市町村の補助金を優遇（10/10）するなど、相談員未配置の市町に対し配置を働きかけていく。
- ・ 消費生活相談員養成講座（以下「養成講座」という。）等を実施し、相談員となりうる人材を育成する。
- ・ 広域連携等による相談員配置の促進（事例紹介等）を行う。

2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

- ・ 平成27年度当初は県内の相談員の資格保有率が71.0%となっている（31名のうち22名保有）。目標達成に向け、養成講座等を実施し、相談員の資格取得の奨励や相談員となりうる人材を育成するほか、市町村への補助により研修参加を支援する。

2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ（各年度）

- ・ 平成26年度は管内の相談員の研修参加率は100%となっており、既に目標を達成している。この状況を維持できるよう養成講座等を実施し、相談員の研修への参加を引き続き支援する。

<政策目標3>適格消費者団体の空白地域解消

- ・ 平成27年度当初は東北地方に適格消費者団体が存在しない。平成26年3月に県からの補助により、東北地方で適格消費者団体の設立に向けたネットワークの形成を目指すための適格消費者団体学習講演会を実施し、適格消費者団体について市町村や消費者団体、県民の理解を深めた。
- ・ また、東北地方における適格消費者団体の認定を目指すNPO法人と、県内で活動する消費者団体など多様な主体の連携のため、情報交換会などの支援を行うほか、適格消費者団体を紹介するリーフレットを平成27年度に作成・配布し、出前講座等で県民への普及啓発を図っていく。

<政策目標4>消費者教育の推進

- ・ 平成25年9月に「山形県消費者教育推進協議会」を設立。
- ・ 平成26年3月に「山形県消費者教育推進計画」を策定した。

<政策目標5>「見守りネットワーク」の構築

- ・ 既に見守りネットワークが形成されている市もあるが、法的な位置付けが必要である。他県の消費者安全確保地域協議会の事例を紹介するなどして、市町村に設置を働きかけていく。

消費者行政推進の方針

<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>

- ・ 「地方消費者行政強化作戦」の達成を目指し、管内市町村への働きかけを行う。
- ・ 管内市町村の消費生活相談体制の水準向上に向けた取組みの支援を継続的に行う。
- ・ 県内 4 地域に設置している県消費生活センターを維持し、センターを設置していない市町村の支援を行う。

<平成 30 年度以降の方針>

- ・ 平成 29 年までに整備した管内市町村の消費生活相談体制を維持する。
- ・ 管内市町村の消費生活相談体制の水準向上のため、管内市町村の相談員及び消費者行政担当職員を対象とした研修会を継続して実施する。
- ・ 出前講座等の啓発事業については管内市町村と連携し、より効果的な方法を模索し、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標

- ・ 新たに相談員を配置する未設置市町村の補助金を優遇する。(平成 28 年度～平成 39 年度)
- ・ 管内市町村に対し、広域連携等による相談員配置の促進(事例紹介等)を行う。
- ・ 管内市町村を支援するため、県消費生活センター相談員の中から 1 名程度を、改正消費者安全法施行予定の 31 年度を目途に、同法が規定する指定消費生活相談員に指定することを目指す。
- ・ 相談員の資質向上のため、国民生活センター等の研修を受講させる。(平成 27 年度～平成 29 年度)
- ・ 養成講座や相談員事例検討会などの研修会を実施し、管内市町村の相談員の資格取得を奨励するほか、県内で相談員となりうる人材を育成する。(養成講座等：平成 27 年度～平成 29 年度、事例検討会：平成 27 年度～平成 32 年度)
- ・ 市町村を支援するため、県の相談員による相談窓口の巡回指導及び市町村相談業務従事者の消費生活センターでの実地研修受入れ(OJT)を行う。(平成 27 年度～平成 30 年度)
- ・ 県内 4 地域に設置している県消費生活センターを維持し、センターを設置していない市町村の支援を行う。(平成 27 年度～平成 30 年度)
- ・ 学校や地域における消費者教育を全般的に企画・推進し、消費者教育コーディネーターの役割を担う消費者教育推進員を県内 4 地域に配置し、学校教育現場への働きかけや県内の消費者教育を行う多様な主体間の調整、助言などを行う。(平成 27 年度～平成 31 年度)
- ・ 「山形県消費者教育推進計画」を推進するため、また、マンパワーが不足し自前で出前講座を実施できない町村を支援するため、出前講座を実施する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
- ・ 県民ボランティアである「消費生活サポート」を育成し、その活動を支援するため、県内 4 地区でリーダー研修会等を開催する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
- ・ 地域で活動する消費生活サポートや N P O 法人等の消費者団体等と連携し、休日・夜間の出前講座を実施する。(平成 27 年度～平成 33 年度)

その他特記事項

都道府県、市町村、N P O 法人、消費者団体等の多様な主体との連携を行い、地域での自主的な消費者教育・啓発活動を推進する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	山形市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターの機能整備の実施。(パソコン・大型プリンター等の購入、相談室増設工事平成 22 年度、電話局線収容及び内線増設工事平成 23 年度、ラッピングバス事業平成 24 年度、映像設備設置工事平成 25 年度) 消費生活相談員を 4 名体制から 2 名増員して 6 名体制とした。(平成 21 年度 1 名増、平成 23 年度 1 名増) 消費生活相談員の対応能力強化のため、国民生活センター等の研修会参加を支援した。 「食品表示・食の安全に関する講演会」を実施した。(平成 22 年度) 消費者被害の未然防止及び被害回復のため、消費生活啓発チラシ(平成 22 年度実施)と消費生活啓発カレンダー(平成 24~26 年度実施)を市内全世帯に配付した。 消費者被害の未然防止及び被害回復のため、消費生活啓発回覧板(平成 23 年度)を市内全町内会に配付した。 消費生活啓発グッズを作成し、出前講座等で配付した。(メモ帳、悪質商法お断りシール、ペン、パンフレット等) 消費者啓発事業で市民講師として活躍する人材を育成する「山形市消費者アドバイザー養成講座」を実施した。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ラッピングバスや回覧板やカレンダー、啓発グッズ等により相談窓口の周知が図られたことにより相談件数が増加し、地域の相談窓口として定着してきた。 (相談件数: 平成 21 年度 1485 件、平成 25 年度 1786 件、平成 26 年 4~1 月末 1633 件) 消費生活センターの機能整備の実施(大型プリンター・パソコン等の購入、相談室の増設・電話局線収容及び内線増設工事)により、消費者啓発事業や相談業務の充実が図られた。 消費生活センターの機能整備の実施(映像設備設置工事等の実施)により、教育環境が整備され、講座等で利用することにより消費者の理解が深まっている。 消費生活相談員の対応能力強化のため研修参加支援事業を実施したことにより、斡旋解決件数が増加しており、相談員の資質の向上が見られる。 (斡旋解決件数: 平成 21 年度 120 件、平成 25 年度 166 件)

	<ul style="list-style-type: none"> 「山形市消費者アドバイザー養成講座」の実施により、山形市消費者アドバイザーの人数は平成24年度の18名から平成25年度には49名に増加し、アドバイザーが講師を務めた講座回数も平成24年度の60回から平成25年度は88回に増加した。
<p>「地方消費者行政強化作戦」への対応</p>	<p><u><政策目標1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年4月より山形市消費生活センターを設置済み。交付金等を通じてセンターの機能強化を図った。 <p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制は、交付金等の利用により2名増員して6名体制としており、平成28年度もこの体制を維持していく。 現在消費生活相談員の資格保有率は100%(警察OBを除く)であるが、今後もこの体制を維持できるよう、相談員の新規採用の際は資格保有者を採用していく。また、資格保有者の採用が難しい際は、国民生活センター等の研修会へ参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、資格取得を奨励する。 消費生活相談員の対応能力強化のため、国民生活センター等の研修会参加を交付金等の利用により支援しているが、平成28年度もこの体制を維持していく。 <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年10月26日より「山形市消費者被害防止ネットワーク」を設立済みであるが、消費者安全確保地域協議会としての位置づけとするよう検討していく。
<p>消費者行政推進の方針</p>	<p><u><平成27年度から平成29年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談の体制は、交付金等の利用により2名増員して6名体制としているが、この体制を維持していく。 消費生活相談員の対応能力強化のため、国民生活センター等の研修会参加を交付金等の利用により支援しているが、この体制を維持していく。 消費生活啓発事業は、啓発グッズやパンフレット等を活用して実施したが、この体制を維持していく。 新たな消費者団体の育成支援を図る。 <p><u><平成30年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 消費生活相談員の対応能力強化のための研修会参加を交付金等の利用により支援しているが、交付金等活用期間を経過後

	<p>においても維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活啓発事業は、啓発グッズやパンフレット等を活用して実施したが、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。 ・新たな消費者団体の育成支援を図る。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターを維持する。 ・消費生活相談員の体制は現在 6 名体制としているが、今後もこの体制を維持していく。(1名・・・平成 21 年度～平成 29 年度) (1名・・・平成 23 年度～平成 31 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、国民生活センター等の研修会参加を支援しているが、今後もこの体制を維持していく。(平成 22 年度～平成 30 年度) ・消費生活啓発事業は、啓発グッズやパンフレット等を活用して実施したが、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。(平成 22 年度～平成 30 年度) ・新たな消費者団体の育成支援を図る。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	米沢市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口の拡充のため、消費生活センター専用通信回線の設置や表示板・PC 等備品の購入等を行った。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・ 消費生活相談の複雑化、高度化に対応するため、弁護士による無料法律相談を実施した。(平成 21 年度～平成 25 年度) ・ 消費生活相談員や消費者行政担当職員のレベルアップのため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害の未然防止・拡大防止のため、啓発物品の購入・配布や、啓発チラシを作成し市内の全戸に配布したほか、消費生活講座・講演会を開催した。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・ 消費者被害防止や消費生活センター周知のため、テレビ・ラジオ番組を作成・放送する啓発事業を行った。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・ 消費者教育推進のため、消費者教育の実態調査や研修会・検討会を開催し、本市消費者教育推進のあり方を検討した。(平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談件数について、近隣自治体の消費生活相談窓口整備により平成 21 年度以前と比べると減少したが、毎年 700 件程度で推移しており、地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 消費生活相談窓口拡充のための関連備品の整備等により、相談機能強化が図られた。 ・ 弁護士による消費生活法律相談実施により、高度・専門的な消費生活相談への対応力を強化できた。 ・ 消費生活相談員や担当職員の研修参加支援により、消費生活相談の対応能力や質が向上した。 ・ 出前講座や啓発事業を年に 10～20 回程度実施したことにより、消費者教育の充実を図り、被害防止や賢い消費者の育成を図ることができた。 ・ 消費者教育推進のための実態調査等を行ったことで、消費者教育推進計画策定に向けた本市消費者教育推進のあり方をまとめることができる見込み。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを設置済みであるため、すでに目標を達成している。

	<p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <p><u>2－1 消費生活センター設立促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを設置済みであるため、既に目標を達成している。 <p><u>2－2 管内自治体の 50%以上に相談員を配置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員を 2 名配置しているため、既に目標を達成している。 <p><u>2－3 消費生活相談員の資格保有率を 75%以上に引き上げ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度の消費生活相談員の資格保有率は 50% である（相談員 2 名中 1 名）。平成 27 年度以降は消費生活相談員の資格保有率を 100% とするため、国民生活センター等の研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 <p><u>2－4 消費生活相談員の研修参加率を 100%に引き上げ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金等による旅費等の財政支援を受けながら国民生活センター等の研修に積極的に参加しており、平成 26 年度の消費生活相談員の研修参加率は 100% となっている。平成 27 年度以降も引き続き研修参加率 100% を目指していく。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度に高齢者等の消費者被害の防止を図るため、地域ネットワークの構築を行い、平成 28 年度以降も継続していく。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等専門家の活用や研修参加支援により消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・ 各種啓発事業を継続的に実施し、消費者被害を未然に防止することで、消費者の安全・安心を確保する。 ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、消費者教育推進計画の策定を目指し、地域の多様な主体との連携強化や人材育成を図る。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターの整備や消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・ 消費者教育・啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため、弁護士等の活用による消費生活法律相談を継続的に実施し、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 21 年度～平成 29 年度) ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 21 年度～平成 29 年度) ・ 啓発事業を継続的に実施し、消費者被害の防止と消費生活相談窓口の定着を図る。(平成 33 年度目途) ・ 消費者教育推進のため、消費者教育推進計画を策定し、消費者教育推進体制を整備する。(平成 26 年度～平成 34 年度) ・ 高齢者等の消費者被害の防止を図るために、地域ネットワークを構築し継続していく。(平成 27 年度～平成 35 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	鶴岡市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターの機能を充実・強化するため各種機材を購入、また設備の改修を実施した。(平成 21 年度～23 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～26 年度) 消費者被害防止のため啓発チラシ等の全戸配布を実施した。(平成 21 年度～26 年度) 弁護士の相談日を設け、消費者の複雑化した相談に対応した。(平成 23 年度～24 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度の相談件数は 620 件（新規 418 件、継続 202 件）であったが、平成 25 年度は 670 件（新規 446 件、継続 224 件）となっており、着実に相談件数も増加しており、市民の相談窓口として定着している。 あっせん件数は平成 21 年度が 26 件であったのに対し、平成 25 年度は 71 件と大幅に増加しており、相談員の対応能力が確実に向上了るものと思う。(平成 25 年度に資格取得) 統計的な数値はないが、啓発チラシの全戸配布により、悪質な勧誘などの被害の一歩手前で相談されるケースが増えている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度当初で消費生活センターを設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度までは相談員の取扱いは臨時職員であったが、雇止めなどによる期限を回避するため、平成 26 年度から非常勤特別職として週 5 日勤務とした。 現在は 1 名体制であるが、市の総合相談室が併設されており、相互協力が得られ体制的に充実している。 無資格者であった相談員が平成 25 年度に資格を取得し、資格保有率は 100% となった。 国民生活センターや県等の研修会には積極的に参加していくだけ、日々巧妙化する悪質な消費者被害の相談に対応できるようする。研修参加率は 1 人であるが 100% となっている。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワークの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員を介し、高齢者を訪問する際に啓発物品の配布し啓発を行っているが、今後も継続していくほか、高齢者を見守

	<p>るネットワークの構築と拡大に向け、福祉関係部門に留まらず地域住民も含め様々な個人や団体と連携を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会設立に向け、庁内の福祉関係部門等と連携を図る。
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 消費生活相談員のレベルアップのために研修参加を支援する。 ・ 消費者教育、啓発事業を実施する。
	<p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 消費生活相談員のレベルアップのために、各種研修への参加を継続支援する。 ・ 引き続き消費者教育、啓発事業を実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 消費生活相談員の対応能力向上のため、研修参加の支援を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、福祉関係部署、総合相談室と情報の共有を行うなど連携する。 ・ 高齢者や若者の消費者トラブルへの意識を高めていただくために出前講座を積極的に行う。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	酒田市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・参考図書および教材用 D V D を購入 ・複雑な案件への対応と消費生活相談窓口の機能強化を目的とした、弁護士による法律相談会を開催 ・消費生活相談員の対応能力強化のため研修参加を支援 ・消費者被害防止のため啓発チラシを作成し、市内全戸配布 ・消費出前講座等において啓発物品を配布し、被害防止と消費生活センターを周知 ・F M 放送による消費者被害防止啓発活動
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士の指導により、多重債務者や消費者被害への適切な対応が図られるとともに、消費生活相談員が相談に同席することで相談員の対応能力強化が図られた ・研修で多くの知識や技法を習得することにより、相談事例に対する相談員の対応能力強化が図られた ・チラシを全戸配布及することで、悪質商法や特殊詐欺に対する市民の認識を深めるとともに、啓発物品の配布と合わせ相談窓口としての消費生活センターの周知をすすめることができた ・F M 放送の活用により、多くの市民に対し消費者被害防止と消費生活センターへの相談を広報することができた
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 > 相談体制の空白地域の解消</u></p> <p>消費生活センター設置済</p> <p><u><政策目標 2 > 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員 3 名で相談に対応 ・相談員の資格取得のため、研修等へ参加し資質向上を図る <p><u><政策目標 4 > 消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 > 「見守りネットワーク」の構築</u></p> <p>地域協議会を早急に設置し、見守り体制の基礎を構築し、将来的に、地域住民を含むネットワーク化をすすめる</p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員 3 名体制を維持するなかで、相談員全員の更なる資質向上のため、研修等の学習機会の活用に努めていく。 ・弁護士による消費相談を継続し、高度化・複雑化していく消費者

	<p>問題に的確に対応しつつ、消費生活相談員が相談に同席することで相談員のレベルアップを図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の開催を推進し、その中で消費者問題の未然防止のため、啓発活動と消費者教育をすすめていく ・チラシ配布等により、相談及び消費者トラブル解決の窓口としての消費生活センターの周知を図る <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までの各事業実施内容を精査し、交付金等活用期間経過後も、より効率的・効果的な事業実施を検討していく
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター及び相談員体制の維持と相談員のレベルアップ ⇒相談員体制については維持 レベルアップについては、研修参加や弁護士相談への同席等により向上を図る ・弁護士による消費相談体制の維持 ⇒精査のうえ、適正実施を図る ・消費者問題に関する啓発活動の推進 ⇒精査のうえ、現状レベルの維持に努める ・消費者被害防止のための消費者教育の推進 ⇒消費者講座の回数、対象の拡大を図る ・消費生活センターの周知 ⇒周知活動について、一層の充実に努める
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	寒河江市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制強化のため消費生活相談窓口を消費生活センター化（平成 25 年度） ・ 相談業務に従事させるため専門の消費生活相談員を配置、週 5 日 29 時間／週 勤務とした。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 高齢者の消費者被害防止のため、老人会等での出前講座を強化した。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 消費者被害防止のための啓発チラシ等の回覧回数、全戸配布回数を増やした。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 放射性物質検査業務を委託し、健康被害防止に努めた。（平成 24 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は 21 年度の 58 件に対し、平成 22 年度は 156 件と三倍近くに大幅増加した。平成 25 年度には消費生活相談窓口をセンター化し、平成 26 年度の相談件数は 136 件と地域の相談窓口として定着しつつある。 ・ 平成 22 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力強化のため、研修参加を支援した。その結果、研修参加件数は平成 25 年度には年 18 回となり、研修で学んだことを日々の相談業務に役立てることができている。 ・ 消費者被害防止のため啓発チラシ等の回覧、配布回数を増やした。平成 21 年度は回覧 1 回、全戸配布 2 回だったが、平成 22 年度は回覧 4 回、全戸配布 3 回となった。平成 25 年度には回覧 7 回、全戸配布 1 回と消費者問題がより身近なものとして認識されるよう、被害防止活動に努めている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談センターを設置済みであり、今後もこれを維持する。 ・ 平成 26 年度当初で消費生活相談員配置済みであり、今後も雇止めなしで雇用・維持する。 ・ 平成 26 年度に消費生活相談員の資格保有率は 100% を達成済

	<p>み。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度当初で消費生活相談員の研修参加率は 100% であり、今後もこれを維持する。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 地域の身近な消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を強化するため、市報や啓発チラシを活用し市民への認知度を高めていく。 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業を実施していく。
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 放射性物質検査業務に関しては交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。(平成 25 年度 センター化済み) 消費生活相談員の雇止めを行わず、週 5 日 29 時間／週 勤務 143,000 円／月の報酬、時間外手当の支給を維持する。 消費生活相談員、常時 1 名配置を維持する。 消費生活相談員の相談対応能力強化のため研修参加率 100% を維持し、支援する。 消費者被害防止のための啓発チラシ等の全戸配布、回覧を維持し、これを通して、消費生活センターの認知度を高めていく。 高齢者の悪質商法被害を防止するため、出前講座等でチラシを配布する啓発事業を今後も維持する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、町内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	上山市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者相談窓口を強化するため専用相談室を設置し、消費生活相談員 1 名体制とした（平成 22 年度） ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。（平成 21 年度～平成 26 年度） ・ 消費生活相談員の処遇改善のため、月額報酬を 11,000 円増額した（平成 24 年度～平成 26 年度） ・ 高齢者の消費者被害防止等を中心に老人クラブ等の出前講座を実施した。（平成 22 年度～平成 26 年度） ・ 消費者被害防止の注意喚起を印字したグッズ等を市内の全戸に配付した。（平成 22 年度～平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、年数経過とともに相談件数は増加傾向にあり、地域の相談窓口として定着している。 ・ 消費生活相談員の消費生活相談対応能力強化のため、県、東北、国民生活センター等の研修参加を支援した。その結果、対応能力が向上し、適切な助言、あっせん等で消費者が納得いく解決に導いている。 ・ 平成 22 年度から実施している出前講座が、地域で周知されるようになり老人クラブ等で定着している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度当初で消費生活相談センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談窓口の開設日を、今までどおり週 5 日を維持する。 ・ 国民生活センターの研修等への参加で消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、消費生活相談員の資格取得を奨励する。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<平成 27 年度から平成 29 年度までの方針>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを設置・維持する。 ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、研修参加の支援を行い消費生活相談員のレベルアップを図る。
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後についても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを設置・維持する。 ・ 消費生活相談員の対応能力向上のため、研修参加の支援の継続を図る（平成 21 年度～平成 29 年度） ・ 平成 24 年度に消費生活相談員の処遇改善した月額報酬を維持し、資格保有後は増額を図る。（平成 22 年度～平成 30 年度）
その他特記事項	消費者被害防止のため、庁内の関連課との連携を図り、対応していく。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	村山市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員及び行政職員の対応能力向上のため、執務参考図書を整備した。 (平成21、22年度) ・消費生活相談員及び行政職員の対応能力向上のため、研修参加を支援した。 (平成21～26年度) ・悪質商法被害防止のため、啓発用冊子を購入し、市内全戸に配布した。 (平成21～24年度) ・悪質商法被害防止のため、注意喚起の内容が記された回覧板を購入し、市内全隣組に配布した。 (平成22～24年度) ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、専任の消費生活相談員1名を配置した。 (平成23年度～) ・消費生活相談体制強化のため、パンフレットスタンドを購入し、啓発用冊子を陳列した。 (平成24年度) ・悪質商法被害防止のため、注意喚起の内容が記されたマグネットシートを購入し、出前講座参加者等に配布した。 (平成25年度) ・中学生の消費者教育の一環として啓発用小冊子を購入し、市内の全生徒に配布した。 (平成26年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に専任の消費生活相談員を配置し、相談対応件数が平成21年度の13件、22年度の15件に対し、23年度は12件だったものの、24年度は35件、25年度は60件、26年度は65件となり、地域の相談窓口として定着してきている。 ・平成21年度から消費生活相談員及び行政職員の研修参加を支援し、あっせん件数が平成24年度は2件だったが、25年度は10件、26年度は6件となり、相談の対応能力や質が向上した。 ・平成23年度から消費生活相談員による出前講座を開催し、平成23年度は3件、24年度は6件、25年度は5件、26年度は17件となり、定着してきている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に専任の消費生活相談員を配置した。 (消費生活相談窓口自体は平成17年以前に設置している。) <p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の開設日は設置当初から週5日であり、平成23年度に専任の消費生活相談員を配置したことで、消費生活センターになるための要件は満たしている。今後、条例を整備して消費生活センターとするのか、検討を行っていく。

	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度当初で消費生活相談員は資格保有していないため、国民生活センターの研修参加を支援して資質向上を図るとともに、資格取得を奨励する。また、そのほか資格取得に向けての支援を行っていく。 平成23年度から消費生活相談員の国民生活センターの研修参加を支援しているが、平成27年度以降も継続して行っていく。 <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口・体制を維持する。 消費者の最も身近な地域の相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、引き続き、研修参加の支援などを通し、消費生活相談員及び行政職員の対応能力向上を図る。 出前講座等の啓発事業を通し、地域の消費生活問題への対応能力強化を図る。 消費者教育に取り組み、より効果的な被害未然防止事業等を精査しながら実施を図るとともに、地域ネットワークの構築を図る。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口・体制の維持については、交付金等活用期間の経過後においても維持する。 消費生活相談体制の維持・強化については、交付金等活用期間の経過後も自主財源化して引き続き、研修参加の支援などを通し、消費生活相談員及び行政職員の対応能力向上に取り組む。 出前講座等の啓発事業については、交付金等活用期間の経過後においても、引き続きより効果的な取り組みを精査しながら取り組む。 消費者教育については、より効果的な被害未然防止事業等を精査しながら実施するとともに、地域ネットワークを構築する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口・体制を維持する。（平成27年度） 消費生活相談員の処遇を維持する。（平成27～33年度） 消費生活相談員及び行政職員の対応能力向上のため、研修参加の支援を図る。（平成27～31年度） 地域の消費生活問題への対応能力強化のため、出前講座等の啓発事業を展開する。（平成27～31年度） 地域の消費生活問題への対応能力強化のため、地域ネットワークの構築を図る。（平成29～39年度）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	長井市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員を 1 名配置した。（平成 21 年度） ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 （平成 21 年度～平成 26 年度） ・高齢者の消費者被害防止のため、高齢者の公民館活動（ミニデイ）で出前講座を開始した。 （平成 22 年度～平成 26 年度） ・消費者被害防止のための啓発カレンダーを作成、民生委員を通じて単身高齢者世帯への配布、高齢者の公民館活動団体（ミニデイ）へ配布し、注意喚起と窓口の周知を図った。 （平成 23 年度～平成 25 年度） ・北村晴男弁護士講演会 「生活と法律問題」と題し、市消費生活者の会と講演を主催。 （平成 23 年度） ・消費生活チラシ（A3、2つ折り）作成し配布、啓蒙を図った。 （平成 21 年度） ・消費者啓発パンフレット作成、周知を図った。 （平成 22～23 年度） ・消費生活啓発回覧板を作成し目に留まるよう工夫を図った。 （平成 24 年度） ・消費生活ハンドブック作成 （平成 25 年度） カモにならない心構えと、警察から提供された情報（地元の特殊詐欺事犯等の被害額、市民に送られてきた投資詐欺の勧誘パンフレット、市内で頻発した県警をかたる怪しい電話など）を盛り込み地域に即した『消費生活ハンドブック』を作成。 ・地域包括センターの協力で、ケアマネージャーを通し、高齢世帯へ配布。出前講座の際の資料として使用。また警察、市役所窓口に設置した。 ・消費生活相談員の処遇改善のため、1カ月あたりの報酬を 1 万円増額し、15 万円とした。 （平成 26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置。パイオネットを配備した平成 22 年度の相談件数 60 件に対し、平成 25 年度は 80 件と増加した。あっせん件数は、年度により異なるが平均して年間 10 件程度。 ・平成 21 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、研修参加を支援した。 ・平成 22 年度から実施した（高齢者対象の）出前講座が、平成 25 年度には 14 件と着実に増加しており、高齢者に対する周知

	<p>の成果は上がっていると考えられるが、一方で相談窓口を知らなかつたという声も聞かれ、今後の課題となる。</p>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度当初で消費生活センターを設置済み。 <p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員のレベルアップを図るため、国民生活センターの研修に参加させる。資格保有済。 <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成27年度から平成29年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するとともに、弁護士等の活用により消費生活相談のレベルアップを図る。 消費者教育に重点的に力を入れ、継続的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 <p><u><平成30年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するとともに、弁護士等の活用により消費生活相談のレベルアップを図る。 消費者教育に重点的に力を入れ、継続的な消費者被害未然防止事業等を実施
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活センターの設置に伴う消費生活相談体制の強化のため、1名体制の消費生活相談員を維持するとともに、弁護士等の活用により専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。 (平成27年度～平成39年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。 (平成27年度～平成39年度) 平成26年度に消費生活相談員の月額報酬を(15万円)に改善した。今後も適切な処遇改善策を講じていく。 (平成27年度～平成39年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	天童市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活センターを設置した。(平成 22 年度) 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費生活相談員を配置した。(平成 23 年度) 消費生活センター周知のためのパンフレットを作成し、市内の全戸に配布した。回覧板を作成し隣組に配布した。(平成 23 年度) 消費者被害防止のための啓発パンフレットを作成し、市内の全戸に配布した。(平成 24 年度) 小中学生の消費者教育のために、消費者教育パンフレットを市内の小学校 5 年生と中学校 2 年生に配布した。(平成 26 年)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は、平成 21 年度の 68 件に対し、平成 22 年度は 146 件と大幅に增加了。また、平成 27 年 1 月末時点で 176 件と相談件数が增加しており、地域の相談窓口として定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度当初で消費生活相談窓口である消費生活センターを設置済み。 <p><u><政策目標 2> 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員及び消費者行政担当職員の研修参加することで消費生活相談のレベルアップを図るために、引き続き支援する。 消費生活相談員は資格取得済み。 <p><u><政策目標 4> 消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者被害未然防止のため、関係部署と連携し、ネットワーク構築に努める。
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員及び消費者行政担当職員の研修参加することで消費生活相談のレベルアップを図るために、引き続き支援する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育に力を入れ、小中学校に対するパンフレットの配布を行う。 ・ 消費者被害未然防止のため、関係部署と連携し、ネットワーク構築に努める。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターを維持する。 ・ 消費生活相談が増加した場合、相談員の増員を検討する。 ・ 消費生活相談員及び消費者行政担当職員の対応力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 平成 23 年度に規定した消費生活相談員の月額 156,000 円の報酬を維持する。(平成 27 年度～平成 31 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	東根市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター開設のため必要機材の整備等を図った。(平成 21 年度) ・消費生活相談員を雇用し、資格取得に向け研修参加を支援した(平成 21 年度) ・専門知識を要する高度な相談に対応するため、弁護士による無料相談会を月 1 回行った。(平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活センターを設置した。(平成 23 年度) ・消費生活相談員の賃金を資格取得にともない、13,000 円増額し、処遇改善を図った。 ・行政職員及び消費生活相談員のレベルアップを図るため、消費者行政に係る研修参加を支援した。(平成 23 年～平成 26 年度) ・高齢者等の悪質商法による被害防止のため、悪質商法撃退マニュアルを市内全戸に配布した。(平成 23 年度) ・高齢者の被害防止のため、「いきいきデイサービス」での啓発活動や老人クラブ等での出前講座を行った。(平成 23 年度～平成 26 年度) ・悪質な訪問販売の被害防止と消費生活センターの周知を兼ねて、玄関等に貼るシールを作成し、市内全戸配布した。(平成 25 年度) ・小学校高学年と中学生等に消費者教育と啓発のため、リーフレット等を配布した。(平成 23 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年に消費生活相談員を雇用後、資格取得を支援したことにより、平成 22 年に資格取得につながった。その結果、有資格者による相談体制を確立することができ、専門性の高い相談対応が可能となつた。 ・平成 23 年に消費生活センターを開設し、窓口の PR を兼ねた啓発活動や出前講座などをおこなってきたことにより、市民の方々の認知度があがってきてている。平成 23 年度年間 126 件であった相談件数が、平成 26 年度については、9 月末現在で、すでに 85 件と増加傾向にあり、消費生活相談窓口として定着してきている。 ・平成 21 年度より実施している出前講座は、講座を希望する老人クラブ等の団体数は増え、センターが出向いて行う「いきいきデイサービス」での啓発活動も、月 5 回定期的に行っており、最新の情報を高齢者に提供することにより、被害防止につながっている。さらに、社会福祉協議会等との連携もとることができるようになつた。

	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員及び消費生活相談員の対応能力強化のために、平成 21 年度より国民生活センターの研修参加を積極的に支援し、相談窓口に携わる全ての職員の質の向上につながった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度消費生活センターの機能を有する消費生活相談窓口を設置した。 <p><u><政策目標 2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年に消費生活センターを開設した。 平成 21 年より消費生活相談員を雇用後、資格取得を支援し、平成 22 年に資格取得をする。その後、継続雇用し、更なる相談対応能力向上のため、国民生活センターへの研修参加を支援しており、今後も継続していく。 <p><u><施策目標 4>消費者教育の推進</u></p> <p><u><施策目標 5>「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 消費生活相談員を継続雇用し、行政職員及び消費生活相談員の研修参加を支援する。 弁護士の無料相談会を継続し、高度な相談に対応できるようする。 消費者教育について、高齢者への啓発活動を継続しつつ、最近の消費被害者の低年齢化などを勘案し、幅広い年代に対する教育を行う。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持し、消費生活相談体制を継続していく。 出前講座等の啓発事業を含む消費教育については、方法や手段等を精査しながら、交付金活用期間経過後も継続可能な事業とする。
消費者行政の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを維持する。 弁護士の無料相談を継続し、高度な相談に対応できるようする。(平成 27 年度～平成 29 年度) 消費生活相談員を継続雇用し、行政職員及び消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度) 消費者教育について、高齢者への啓発活動等を強化し、ライフステージに応じた消費者教育の充実のため、小中学校と連携した出前講座の開催や一般成人等を対象とした講座等を開催し、消費者被害未然防止に積極的に取り組む。(平成 27 年度～平成 29 年度)

その他特記事項

- ・多重債務者の救済など府内各関係課との連携体制を構築する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	尾花沢市
-------	-----	------	------

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を設置した（平成 21 年度～） ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員を 1 名配置した（平成 23 年度～） ・消費生活相談員の対応能力強化の為、研修参加を支援した（平成 23 年度～） ・消費者被害防止の為、啓発チラシを作成し、市内全戸配布と回覧を実施した（平成 23 年度～） ・高齢者の消費者被害防止の為、老人クラブ、自治会等で出張出前講座を開始した（平成 23 年度～） ・市民への周知、啓発活動の為、講師を招き、研修会を開催した（平成 21 年度から平成 24 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活相談窓口設置、平成 23 年度から消費生活相談員を配置し、消費相談窓口の周知を図り、地域の相談窓口として定着してきている。 ・平成 23 年度に相談員を配置してからは、年々相談件数も増えていく傾向にあり、消費生活相談員の対応能力強化の為、研修参加を支援してきた。そのため、消費生活相談の対応能力が向上してきている。 ・高齢者等の会合（老人クラブ等）への出前講座などが、大変好評を得ており、それが口コミにより広がり、着実に回数が増えてきている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口設置済み（平成 21 年度） <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター化を検討中 ・消費生活相談員を配置済み（平成 23 年度） ・消費生活相談員のレベルアップを図るとともに資格取得を奨励する。 ・消費生活相談員を各種研修に積極的に参加させる。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的に消費生活相談員を配置し、消費者相談窓口の強化・維持を図る。 ・ 近年増加してきている高齢者の悪質商法被害の防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する。 ・ 消費者被害の防止を図るとともに地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。 ・ 出張出前講座などで、消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害トラブル未然防止事業等を実施し、関係各種団体とも連携を図る。
	<p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金等活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・ 啓発チラシ、出前講座の啓発事業については、より効果的な取り組みを検討しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査し、検討する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的に消費生活相談員を配置し、消費者相談窓口の強化・維持を図る。 ・ 小、中、高校生の若年消費者教育に積極的に取り組む。 ・ 消費生活相談員の資格取得を奨励し、また対応能力強化の為、研修参加の支援の継続を図る。 ・ 高齢者を対象とした地域ネットワーク構築の検討を図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の連携を密にし消費者被害を防止、対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	南陽市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による高度に専門的な消費生活相談窓口を新設し、相談の対応強化を図った（平成 21～平成 22 年度は月 1 回、平成 23 年度以降は月 2 回、午前 9 時～午後 1 時）。 庁舎 1 階の消費生活相談窓口に新たに事務机・椅子・書類棚等を設置した（平成 21 年度） 参考図書を購入した（平成 21 年度～24 年度）。 消費者保護に係る全戸配布チラシを作成した（平成 21 年度及び平成 23 年度、年 1 回、11,000 世帯）。 消費者啓発に係る回覧板を作成した（平成 22 年度、年 1 回、1,700 部）。 消費者向けリーフレット等作成のため、庁舎内に紙折機を設置した（平成 24 年度）。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による高度に専門的な消費生活相談窓口を新設し、法律的知識を要する相談等に対応した（平成 21～平成 22 年度は月 1 回、平成 23 年度以降は月 2 回、午前 9 時～午後 1 時）。 市民の身近な法律相談窓口として定着し、毎回 4～6 人の利用が常態化している。 利用者数は平成 24 年度以降年間 100 人を超え、市外からの利用者もいる。 市内には弁護士不在のため、当無料相談が法律専門家利用の契機となった事例もあり、法テラスと並んで、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの道標となっている。 消費生活相談窓口や事務用機器を整備したことで、消費者行政担当課以外の関係課とも共同・連携した相談・啓発等に対応しやすくなった。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に根付いた法律相談窓口を維持していく。 これまで設置されていなかった消費生活相談員を平成 28 年 4 月設置し、積極的に研修に参加し、実務能力のスキルアップを図る。 相談員の設置に伴い PIO-NET を活用するため、交付金等を活用して端末等の整備を行う。 相談員の設置について及び法律相談窓口の周知を行うとともに、

	<p>他機関との連携を維持・強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者行政担当職員も相談の初期対応ができるよう、県主催の研修に積極的に参加する。 <p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士による無料法律相談窓口の月2回開催を維持する。 消費生活相談員の資格取得等スキルアップを図り、相談体制の充実を図る。 消費者教育の充実・強化のため、他機関との連携を強化し、啓発活動や出前講座等の回数を増やす。 既存の消費者団体の育成に力を入れ、地域の生活者レベルから消費者力の向上を図る。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士による無料法律相談窓口を維持する。 消費生活相談員の資格取得等スキルアップを図り、相談体制の充実を図る。 消費者教育の充実・強化のため、他機関との連携を強化し、啓発活動や出前講座等の回数を増やす。 既存の消費者団体の育成に力を入れ、消費者力の向上を図る。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による無料法律相談窓口を維持する。 消費生活相談員の資格取得等スキルアップ、PIO-NET活用のために、県主催・国セン主催の研修会に積極的に参加する。 市民に周知及び啓発のため、全戸配布用啓発チラシ等を作成し、併せてイベント時や街頭での啓発活動を積極的に行う。 消費者教育の充実・強化のためには、他機関との連携が必須であるため、高齢者担当課や福祉担当課等との情報交換を積極的に行い、公民館や老人クラブ等に広報チラシを配布し、出前講座等の回数を増やす。 既存の消費者団体の組織維持と効果的な事業継続に努める。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、府内や外部組織、消費者団体との連携を一層密にしていく。 平成28年度の消費生活相談員の設置に伴い、相談員の資格取得、消費生活センター化へと、段階を経て消費者行政の充実・強化を図りたい。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	山辺町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を開設するとともに、相談員 1 名を配置した。(平成 21 年度) 相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援し、消費生活専門相談員の資格を取得した。(平成 22 年度) 資格取得に合わせ、相談員の報酬額を、月額 143,000 円から 147,000 円に増額した。(平成 23 年度) 山辺町消費生活研究会と協力し、様々なイベントなどで啓発活動を行った。 保健福祉課の主催する健康教室で、参加者を対象とした出前講座を行った。 <p>町ホームページに消費相談窓口のページを作成し、タイムリーな情報発信を行った。</p>
総括・評価	平成 20 年度までの年間相談件数は、5～8 件と一桁だった。これに対し、窓口を設置した初年度である平成 21 年度は 5 件と例年どおりだったが、平成 22 年度以降は、12～26 件と相談件数が増えており、地域の相談窓口として定着してきている。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 > 相談体制の空白地域の解消</u> 平成 21 年度に消費生活相談窓口の設置、相談員の配置済み。</p> <p><u><政策目標 2 > 相談体制の質の向上</u> 毎年、国民生活センターの研修に、相談員を参加させる。 相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援し、平成 22 年度に消費生活専門相談員の資格を取得した。</p> <p><u><政策目標 4 > 消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 > 「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持する。 相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談窓口を維持する。・相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援する。（平成27年度～平成31年度）
その他特記事項	特になし

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	中山町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員 1 名を配置。 (平成 21 年度) ・消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加を支援した。 (平成 21 年度～平成 26 年度) ・消費生活相談員の処遇改善のため、報酬月額を 4000 円増額し、147,000 円とした。 (平成 23 年度～平成 26 年度) ・高齢者の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を開始した。 (平成 22 年度～平成 26 年度) ・消費者被害防止のための啓発物品を作成し、町内全戸に配布した。 (平成 21 年度：チラシ) (平成 22～26 年度：啓発カレンダー)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度末に消費生活相談窓口を設置。相談件数は、平成 22 年度：27 件、23 年度：35 件、24 年度：24 件、25 年度：20 件、26 年度上半期：7 件と推移しており地域の相談窓口として定着しつつある。 ・平成 22 年度から、消費生活相談員の消費生活相談対応能力の強化のため、各種研修参加を支援しており、消費生活相談の対応能力や質の向上に寄与した。 ・平成 22 年度から実施した出前講座が、高齢者向けを中心としているが、福祉施設等におけるケアマネージャー等の職員向けも開催した。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度当初より、消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月より消費生活相談員 1 名を配置し、相談体制の強化を図る。勤務は月～金曜日の週 5 日（祝日を除く）の 8：30～16：30。

	<p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p>
	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、平成28年度から町単独で消費生活相談員を配置し、レベルアップを図っていく。勤務は月～金曜日の週5日（祝日を除く）の8：30～16：30。 ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク構築等を図っていく。
消費者行政推進の方針	<p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。（平成28年度）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	河北町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 相談業務のため参考書籍を購入した。(平成 21 年度～平成 23 年度) 消費者被害防止を図るため啓発パンフレットを全戸配布した。(平成 21 年度～) 相談窓口の周知及び情報提供の場の確保のため、窓口表示プレート及びパンフレットラックを設置した。(平成 21 年度～平成 23 年度) 消費者被害防止を図るため啓発グッズを各種イベントにて配布し、啓発及び相談窓口の周知を行った(平成 23 年度～平成 24 年度) 専門的な相談へ対応するため、無料弁護士相談を開催した。(平成 26 年度～)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 啓発パンフレットの全戸配布等により消費生活に関する情報提供ができたが、町への相談件数は横ばい状態にあり、さらに相談窓口の周知に力を入れたい。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士相談の開催により、複雑化、多様化している消費生活相談へ対応していく。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発事業により、町民への情報提供及び相談窓口の周知を図る。 弁護士相談の開催により、身近なところで安心して専門的な相談ができる機会を確保する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発事業について、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・ 消費者被害防止を図るため、啓発チラシの配布等により消費生活に関する情報を全ての町民に提供し、相談窓口を周知する。 (平成 27 年度～平成 29 年度)・ 弁護士相談の開催 (平成 27 年度～平成 34 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	西川町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を強化するため、平成 22 年度に消費生活相談の窓口を常時開設した。 ・相談内容の充実を図るため、県で実施した消費者相談に関する研修に担当職員を参加させ、担当者のレベルアップを図った。 ・近年増加している高齢者の悪質商法による被害の防止を図るために、高齢者向け消費者被害に関する出前講座を開催した。 ・消費者被害防止のための啓発チラシを全戸に配付し、消費生活に関する啓発を強化した。 ・町設置の滞納者対策会議と連携して、弁護士の多重債務者等無料相談会を開催した。 ・以上の取組を通じ、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活に関する相談を受け止める体制を強化し、町民の消費生活に関する安全確保に努めた
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に消費生活相談窓口を設置し、相談件数は年々増加している。特に平成 23 年度は、町の滞納者対策会議と連携し多重債務と思われる方々に対し弁護士無料相談へ繋げるなど一定の成果を上げている。 ・難しい案件などは県消費生活センターに事案をお願いしていたが、平成 24 年・25 年度はあっせん解決も行うなど研修の成果も見えている。 ・町民向けの啓発チラシや高齢者向け出前講座の開催を行うなど啓発活動にも力を入れ、民生委員や人権擁護委員、保護司などといった町民の相談に関わりのある方たちにも高齢者等の被害を未然に防ぐ講座を開催、平成 24 年度には中学校の家庭科授業に消費生活に関する出前講座を取り入れてもらうなど幅広い年代に啓発を促すことが出来た。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に、専用の相談スペースを設け常時相談に対応できるようにした。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当相談職員がほぼ全ての相談を受付することから、新たな職員のスキルアップ、担当職員のさらなるレベルアップが必要であるため、国民生活センターの研修や県で開催する研修に参加して相談窓口体制を維持、向上させる。

	<p><u>＜政策目標4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成27年度から平成29年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、担当職員だけでなく係全体（課内部）に消費生活相談を受付できる体制を整備する。 ・消費者の教育活動にもさらに力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。 ・地域の見守りの中に消費者被害の未然防止を含めた体制強化を検討していく。 ・相談業務関係者や関係機関と情報・事例などを共有しながら体制強化を図る。 <p>＜平成30年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の維持・体制強化 ・相談にかかる対応能力向上を図るため研修参加支援の継続 ・消費者被害未然防止のための地域の見守体制の充実を図り維持していく。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害を防ぐため、庁内の連携を密に取り組む。 ・相談業務関係者合同研修会（毎年開催）において、消費生活相談事例の報告により情報の共有化を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	朝日町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質商法啓発オリジナルうちわを制作し、町民が多く集まる夏のイベントで配布を行った。(平成 25 年度、平成 26 年度) ・ 悪質商法啓発オリジナルメモ帳を制作し、町内全戸に配布(平成 26 年度) ・ オリジナル風船の作成・ヘリウムガスの購入をし、町のイベントで配り、悪質商法への啓発を行った。(平成 24 年度) ・ 町内を走るデマンドタクシーの側面にアルミ板で啓発用の掲示板を設置し、利用者に啓発を行った。(平成 24 年度) ・ 町内で使用する回覧板を購入し、消費者教育、啓発活動を行った。(平成 24 年度) ・ 民生児童委員に対しての消費者生活講座及び学習会を開催した。(平成 23 年度) ・ 山形県弁護士会から弁護士を派遣していただき、無料相談会を実施した。(平成 22 年度～23 年度) ・ 悪質セールスお断りシールの全戸配布を行った。(平成 23 年度) ・ 消費者生活安心ガイドの配布を行った。(平成 23 年度、平成 25 年度、平成 26 年度) ・ オリジナルポケットティッシュを作成し、イベントなどで町民に配布した。(平成 23 年度) ・ 「悪質商法にご注意ください！カレンダー」を購入し、全戸配布した。(平成 22 年度) ・ 町内に全戸配布される町広報誌「お知らせ板」にて、啓発文を載せ、窓口の案内も行った。(平成 22 年度～25 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民に対し全戸配布や、イベント等で積極的にガイド、啓発グッズを配布し、消費者教育を行うことにより、相談件数も年平均 3 件と少ない状況が維持されている。 ・ うちわなどの啓発グッズも町内のゆるキャラのデザインを施すことにより、喜んで受け取ってくれるため、広く普及させることができているものもある。 ・ 民生児童委員に対して講座、学習会を行うことにより、近隣でトラブルが発生した際の、地域での対応力が向上した。 ・ 弁護士をお招きして無料相談会を実施したが、朝日町民の相談件数は少なかった。それに合わせて実施初年度は弁護士派遣要請人 8 名、実施 2 年目は 3 人と数を減らしていく廃止となった。こ

	<p>のとこから朝日町においては、被害にあってからの対応よりも事前に被害を防止することの方が効果的だと思われる。</p>
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標1>相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝日町役場総合産業課内へ相談窓口を設置済み ・ 町内全戸配布される「お知らせ板」で周知済み <p><u><政策目標2>相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談担当職員の研修参加などを通して対応力の強化を図る。 <p><u><政策目標4>消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標5>「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><平成27年度から平成29年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の維持。 ・ 地域の身近な消費者相談窓口として相談員の対応力のレベルアップを図る。 ・ 積極的に消費者教育、啓発活動を行い、引き続き被害の防止に努める。 <p><平成30年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変化する消費者被害の傾向に合わせて必要な消費者教育、啓発活動を精査しながら行う。 ・ 相談窓口の維持。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的な消費者被害発掘のために、全戸配布のお知らせ板などで相談窓口の周知を図るとともに、最近の消費者被害の傾向を継続してお知らせする。(平成27年度～平成38年度まで。自主財源化後も継続。) ・ 朝日町のゆるキャラをデザインした啓発グッズを制作する等、多くの町民に手に取って、興味を持って見えてもらえるように工夫しながら啓発活動を継続して行う。(平成27年度～平成38年度まで。自主財源化後も必要に応じて継続。) ・ 相談担当職員の研修参加などを積極的に行い近隣市町村の取り組みや、最新の消費者被害の傾向などを随時取り入れて対応していく(平成27年度～平成38年度まで。自主財源化後も継続。)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝日町民に必要な事業は何かを見極めながら、高齢者向けだけではなく、若い世代にも被害にあわないように啓発、教育を行っていきたいと考えている。 今後、あらゆる手口での詐欺や、悪質商法の被害が増え、幅広い年代への対応が求められることが予想される。町の財源だけではそれらすべてに対処することは難しいので、補助金の継続をお願いしたい。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	大江町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	高齢者をはじめとする町民の悪質商法による被害等を防止するための啓発強化を目的とした、啓発パンフレットの作成・配布。
総括・評価	年間の相談件数は増減が見られないが、「パンフレットを見て窓口を知り、相談に来た」と話す町民もあり、地域の相談窓口として定着しつつある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u> 相談窓口を設置済み</p> <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u> 担当職員のレベルアップを図るため、各種研修等に積極的に参加する 役場内の他課や、県消費生活センターとの連携を密にする。</p> <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針> 町民の悪質商法による被害を防止するため、パンフレットの作成・配布や出前講座の実施などにより啓発強化を図る。</p> <p><平成 30 年度以降の方針> 平成 29 年までの事業の中からより効果的な取組みを精査しつつ、交付金等活用期間経過後も事業を継続していく。</p>
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を維持する。 ・担当職員の対応力強化のため、研修会等への参加を支援する。 ・高齢者をはじめとする町民の悪質商法による被害等を防止するための啓発を目的とした、啓発パンフレットの作成・配布及び出前講座等の実施。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	金山町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談員 1 名を配置し、相談体制の充実を図った。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から実施した出前講座が、平成 25 年度には 14 地区／年と着実に増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度中に消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在不在となっている消費生活相談員を再度配置する。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在不在となっている消費生活相談員を再度配置する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組になるよう、交付金等活用期間経過後も事業を実施していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 現在不在となっている消費生活相談員を再度配置する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 住民を対象に消費生活相談員による出前講座を行い、問題意識の醸成を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	最上町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者相談窓口業務の機能強化を図るため PIO-NET を整備した。 高齢者の悪質商法被害防止を図るため、消費者への啓発事業及び広報活動を強化した。 貸与した放射性物質スクリーニング検査機器で、町内の自家消費野菜及び自生山菜の放射性物質濃度を測定することで、町民の食の安全性に関する不安を解消した。
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の窓口相談件数が少なく、担当職員の連携不足により PIO-NET を十分活用することができなかつた。 消費者への啓発事業について、高齢者教室などで啓発品等を活用して実施することができた。 放射性物質スクリーニング検査で町民の食の安全性に関する不安を解消する体制ができた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 町民税務課職員の兼務であるが、消費者相談窓口は設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の消費生活相談能力強化のため、県主催の研修会に積極的に参加し、消費生活相談対応能力のレベルアップを図る。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者相談窓口の設置・維持する。 高齢者の悪質商法被害防止を図るため、消費者への啓発事業及び広報活動を強化する。 町内の自家消費野菜及び自生山菜の放射性物質濃度を測定することで、食の安全性に関する不安を解消。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者相談窓口を維持する。 高齢者の悪質商法被害防止を図るため、消費者への啓発事業及び広報活動を強化する。
消費者行政推進の方針に則して取り込む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談窓口を維持・強化する。 消費者の悪質商法被害防止のための啓発。 食の安全性に関する不安を解消。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、公的機関の連携を密にして、素早く対応できるように、ネットワークの強化。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	大蔵村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談強化のため、消費生活相談窓口を新規に開設した。(平成 21 年度) ・消費者被害防止のための講習会を開催した。(平成 22 年度～平成 26 年度) ・食品表示講習会を開催した。(平成 21 年度平成～24 年度) ・悪質商法被害を未然に防止するためパンフレットを配布、また消費者向けのガイドブックを全戸に配布した。(平成 21 年度～26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置した。相談件数は少ないが、身近でいつでも相談できる安心感があると、特に高齢者の住民からの評価が高い。 ・消費者被害防止等の講演会への関心が高くなり、参加者が増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員兼務ではあるが、消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員は配置していないので、兼務職員の消費生活相談能力強化のため、事例対応集などの参考図書を購入するとともに、研修参加を積極的に支援していくことで、対応能力や質の向上を図りたい。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談窓口を維持・強化する。 ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談体制を維持・強化するため、弁護士等の活用により、兼務職員の消費生活相談対応能力のレベルアップを図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク構築等を支援する。特に小中学生を対象とした消費者教育を重視していく。
<平成 30 年度以降の方針>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金等活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・ 出前講座等の啓発活動については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、消費生活相談窓口を維持・強化する。(自主財源) ・ 兼務職員の対応能力強化のため、研修参加の支援を図る。(平成 27 年度～平成 33 年度、その後自主財源)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁あげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	高畠町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止の機材・リーフレット等で啓発の実施を開始した。 (平成 21・22 年度) ・消費者講座用機材等の整備を図り、広く被害防止啓発を実施した。 (平成 23 年度) ・各地区公民館来館者用にリーフレット等を充実させ、各種事業参加者への消費被害防止を図った。(平成 24 年度) ・消費者被害防止のための隣組回覧板を作成し、地区内回覧が繰り返されることで、被害防止啓発を図った。(平成 25 年度～)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談件数は、平成 16 年度の 152 件をピークに平成 21 年度は 10 件で、現在は年間 10 件程度の相談件数で推移している状況にあり、町民の相談窓口として定着しつつある。 ・また、相談件数の減少の要因として、各地区公民館来館者用にリーフレットの充実や、高齢者の交通安全教室開催時の消費生活の啓発の成果と思われる。 ・今後、隣組回覧板やチラシ配布等の啓発活動を通じ広く町民に啓発を実施する等の被害防止を図っていく必要性がある。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初において消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2> 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員が相談を受けており、研修会に参加することでレベルアップを図っている。 ・県の消費生活センターと連携を図っていく。 <p><u><政策目標 4> 消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した相談窓口であることから、担当職員の研修参加によるレベルアップを図るとともに、広報紙掲載等による啓発活動を通じ町民の被害防止を図る。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口については、交付金等活用期間経過後も実施するとともに県の消費生活センターと連携を図っていく。 ・消費者被害防止については、チラシ・広報紙掲載等により啓発を

	実施する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談窓口は継続する。・研修等に参加することで、担当職員のレベルアップを図る。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">・消費者被害防止のため、庁内での連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	川西町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による専門相談日の設定（毎月 1 回）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費者が抱える課題が専門化、高度化する傾向にあり、専門的知識が要求される。弁護士による相談日の設定により、住民が安心して相談でき、かつ専門的な相談にも対応できている。 町報等で周知することにより町民にも定着している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的知識のある弁護士による専門相談日の設定 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育に重点的に力を入れ、県及び置賜消費生活センターと連携し、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による専門相談日の設定。 消費者被害を未然に防止するための啓発の強化。
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	小国町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政窓口の開設（H21 年度） ・有識者による無料相談会の実施（H21～26 年度） ・講演会の実施（H22、24 年度） ・被害防止用冊子・チラシ等の配布（H21～26 年度） ・消費者行政職員の対応能力強化のため、相談業務従事者の研修会参加を支援した。（H22～26 年度）
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から消費生活相談窓口を設置し、相談件数は年 2～6 回と少数ではあるが、地域における消費者被害の対応に困窮している方の受け皿として機能している。 ・チラシや講演会などを通して、被害対応に苦慮している方々に対し、相談体制の周知などを一層図りながら、消費者被害防止につめていく。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1> 相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2> 相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活担当職員の相談対応能力向上のため、引き続き研修を受講していく。 ・司法書士等の有識者との相談機会を今後も継続していく。 <p><u><政策目標 4> 消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、相談体制を維持するため、引き続き司法書士の活用により消費生活相談窓口としてのレベルアップを図っていく。 ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業を実施する。 <p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談体制については、交付金等活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指す。 ・啓発事業については、より効果的な取り組みに重点化しつつ、交付金等活用経過後も行う事業を精査していく。

消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談体制の強化・維持のため、司法書士等の活用により、専門的な消費生活相談への対応能力の向上を図る。(平成 27 年度～平成 29 年度)・消費者行政担当職員の対応能力強化のため、研修参加の支援の継続を図る。(平成 27 年度～平成 30 年度)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	飯豊町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活講演会（悪質商法対策、食品の安全性）を開催し、悪質商法や食品安全性に対する知識を高めた。(平成 21 年度～平成 25 年度) 高齢者の消費者被害防止のため、老人会等で出前講座を実施した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内の全戸に配布した。(平成 21 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から実施している出前講座が、平成 25 年度は 23 件／年と着実に増加している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u>＜政策目標 2＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員の消費生活相談対応能力のレベルアップを図る。 <p><u>＜政策目標 4＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施し、地域内ネットワーク構築等を支援する。 <p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座等の啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も行う事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 地域の消費生活問題への対応能力向上のため、地域ネットワークを構築する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害防止のため、庁内の連携を密にして全庁をあげて対応する。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	三川町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制強化のため、消費生活相談窓口を設置した。 消費生活担当職員の対応能力強化のため、研修参加によるレベルアップを図った。(平成 21 年度～24 年度) 消費者被害防止のための啓発チラシを作成し、町内の全戸に配布した。(平成 21 年度～26 年度) 消費者被害防止のためのポスターを作成し、全町内会等に配布した。(平成 21 年度～26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に消費生活相談窓口を設置し、地域の窓口として定着が図られた。 毎年の相談件数は少ないが、その都度適切な指導助言を行うことが出来た。 消費者被害防止の喚起を続けてきたことにより、住民の消費者被害に対する意識の高揚が図られた。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談業務の質の向上を図るため、職員の研修の継続参加を推進する。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口を維持継続する。 地域の身近な窓口である消費生活相談窓口として、職員の研修参加などを推進し、レベルアップを図る。 地域住民の消費者被害防止に対する意識高揚を図る。 <p><平成 30 年度以降の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者啓発事業については、引き続き事業の継続を図る。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費者相談窓口を維持する。(平成 27 年度、その後自主財源化) 消費生活担当職員の能力強化のため、研修参加を推進する。 地域住民の消費者被害防止に対する意識高揚を図るため、啓発資料の配布等を実施する。(平成 27 年度～31 年度、その後自主財源化)
その他特記事項	

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	庄内町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 消費者相談への対応能力強化のため、山形県等が主催する担当職員研修会等に参加した。(平成 21 年度～平成 26 年度) 悪質商法被害防止を目的とした啓発チラシを作成し、町内に全戸配布した。(平成 21 年度～平成 24 年度) 消費者被害防止のための啓発グッズ等を作成し、各種イベント時などに配布するなど、広い対象者への普及活動に努めた。(平成 21 年度～平成 26 年度) 消費者相談に対する対応能力・資質能力向上のため参考資料の購入をおこなった。(平成 22 年度) 悪質商法被害の防止および消費生活全般に係る情報提供を目的とした啓発パンフレットを作成し、全戸配布した(平成 21 年度～平成 23 年度) 地域住民を対象とした消費者相談会、消費者教育講演会を実施した。(平成 22 年度～平成 26 年度)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> 町の消費者団体連絡協議会と連携し、消費者教育に関する連携体制の強化をはかり、消費者生活の情報発信と広報事業に努めた。(平成 21 年度～平成 25 年度)
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u>＜政策目標 1 ＞相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口設置済み。 今後も更に消費者教育情報や相談箇所の空白地域がないよう、消費者教育および啓発活動に努めてゆく。 <p><u>＜政策目標 2 ＞相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 既設置窓口（担当：商工観光課商工労働係）の更なる相談体制強化のため、今後も専門業種との委託事業による相談体制の強化に努める。 <p><u>＜政策目標 4 ＞消費者教育の推進</u></p> <p><u>＜政策目標 5 ＞「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p>＜平成 27 年度から平成 29 年度までの方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の窓口相談体制および専門業種との委託事業による相談体制の充実強化に努める。 県等が主催する研修会等に積極的に参加し、情報収集ならびにレベルアップを図る。 町内消費者団体との連携強化をはかり、消費者教育に力を入

	<p>れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施する。</p>
	<p>＜平成 30 年度以降の方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制については、交付金等活用期間経過後においても維持する。 ・ 消費者啓発事業については、より効果的な取組に重点化しつつ、交付金等活用期間経過後も継続する事業を精査していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、町商工観光課商工労働係に設置している相談窓口を継続する。 ・ 現在実施している専門業種との委託契約による無料相談会(年6回開催)を継続する。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 担当職員の対応能力強化のため、研修会等への積極的参加に努める。(平成 27 年度～平成 29 年度) ・ 町内消費者団体との連携強化および活動支援に努める。 (平成 27 年度～平成 33 年度) ・ 効果的な消費者被害未然防止事業および啓発活動に努め、事業を実施する。(平成 27 年度～平成 29 年度)
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害防止に向け、関係機関との連携を密にした対応について、検討・実施を図る。

市町村推進プログラム

都道府県名	山形県	市町村名	遊佐町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 26 年度末までに市町村プログラムに則して実施した活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談の体制を充実させるため、相談窓口や啓発物品の整備を行った。(平成 21 年度～平成 23 年度) ・消費者担当職員のスキルアップのため、県等が実施する消費生活相談に関する研修に参加した。(平成 21 年度～) ・町内の消費者団体と連携し、品質に関わること、悪質商法対策等について、研修機会を創出した。(平成 21 年度～) ・悪質商法、多重債務に関する啓蒙のため、啓発チラシを町内全戸に配布した。(平成 21 年度～)
総括・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を整備、特に専用の相談室を設けた事で、きめ細かい相談者への対応が可能となった。 ・継続的に啓発事業を実施したことで、住民の消費者問題に対する意識は高まっているものと推測され、消費者相談件数も減少傾向にある。しかし、悪質商法等が高度化していることから、今後も継続して啓発していく必要があると認識している。
「地方消費者行政強化作戦」への対応	<p><u><政策目標 1 >相談体制の空白地域の解消</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度当初で消費生活相談窓口を設置済み。 <p><u><政策目標 2 >相談体制の質の向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の消費生活センターが実施する研修等へ積極的に参加することにより、相談体制の質の向上に努める。 <p><u><政策目標 4 >消費者教育の推進</u></p> <p><u><政策目標 5 >「見守りネットワーク」の構築</u></p>
消費者行政推進の方針	<p><u><平成 27 年度から平成 29 年度までの方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業を検討しながら、実施していく。
	<p><u><平成 30 年度以降の方針></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害未然防止事業については、平成 29 年度までの検討結果を踏まえ、交付金等活用期間経過後も継続実施していく。
消費者行政推進の方針に則して取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体と連携した消費者教育を推進する。 ・効果的な消費者被害未然防止事業の検討と実施。
その他特記事項	